

## ○海域の窒素・りんに係る暫定排水基準

<全窒素>

(単位：mg/L)

	業種その他の区分	暫定排水基準 (令和5年10月1日 ～令和10年9月30日)		(参考) 一般排水基準	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
窒素	天然ガス鉱業	160	150	120	60
	畜産農業 (豚房を有するものに限る。 ※)	130	110		
	バナジウム化合物製造業及 びモリブデン化合物製造業 (バナジウム化合物又はモ リブデン化合物の塩析工程 を有するものに限る。)	4,100	3,100		
	酸化コバルト製造業	200	100		

<全りん>

(単位：mg/L)

	業種その他の区分	暫定排水基準 (令和5年10月1日 ～令和10年9月30日)		(参考) 一般排水基準	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
りん	畜産農業 (豚房を有するものに限 る。※)	22	18	16	8

※面積が 50 m<sup>2</sup>以上のもの